

平成30年12月

第3期 特定健康診査等実施計画 (平成30年度～平成35年度)

富士石油健康保険組合

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査および特定保健指導に係る第2期計画期間の実績、課題等を踏まえ、第3期計画期間における実施方法、目標等に関する基本的事項について定めるものである。

1. 第2期計画期間（平成25年度～29年度）における実施状況、課題および対策

(1) 特定健康診査

		H25	H26	H27	H28	H29
被保険者	対象者数	467	431	422	403	375
	実施者数	408	394	383	370	363
	実施率	87.4%	91.4%	90.8%	91.8%	96.8%
被扶養者	対象者数	293	263	257	237	248
	実施者数	177	153	155	143	139
	実施率	60.4%	58.2%	60.3%	60.3%	56.0%
合計	対象者数	760	694	679	640	623
	実施者数	585	547	538	513	502
	実施率	77.0%	78.8%	79.2%	80.2%	80.6%
当健保組合目標実施率		80.0%	81.0%	83.0%	85.0%	90.0%
単一健保組合実施率実績		74.1%	74.7%	76.2%	77.7%	—
国の参酌基準		90.0%				

第2期計画期間の最終年度平成29年度の特定健康診査の実施率は80.6%（被保険者96.8%、被扶養者56.0%）となった。目標では、実施率を90%（被保険者98%、被扶養者76%）としているため、目標値を9.4ポイント（被保険者3.2ポイント、被扶養者20.0ポイント）下回った。

被保険者については事業所の健康管理部署を通じて、被扶養者については被保険者を通じて健診受診の働きかけを行い、実施率の更なる向上に努める。

(2) 特定保健指導

		H25	H26	H27	H28	H29
被保険者	対象者数	120	85	91	75	70
	実施者数	4	3	0	1	9
	実施率	3.3%	3.5%	0.0%	1.3%	12.9%
被扶養者	対象者数	11	18	13	13	13
	実施者数	0	0	0	0	1
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%
合 計	対象者数	131	103	104	88	83
	実施者数	4	3	0	1	10
	実施率	3.1%	2.9%	0.0%	1.1%	12.0%
当健保組合目標実施率		10.0%	24.0%	30.0%	45.0%	60.0%
単一健保組合実施率実績		22.1%	21.5%	22.5%	22.1%	—
国の参酌基準		60.0%				

第2期計画期間の最終年度平成29年度の特定保健指導の実施率は12.0%（被保険者12.9%、被扶養者7.7%）となった。目標では、実施率を60%（被保険者60%、被扶養者60%）としているため、目標値を48.0ポイント（被保険者47.1ポイント、被扶養者52.3ポイント）下回った。

被保険者については事業所の健康管理部署と協力して、被扶養者については本事業の委託先である健診機関を通じて特定保健指導への参加の働きかけを行い、実施率の更なる向上に努める。

2. 第3期実施計画

(1) 特定健康診査の達成目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90%とし、目標達成のために、平成30年度以降の実施率目標を以下のとおり定める。

		H30	H31	H32	H33	H34	H35
被保険者	対象者数	394	394	394	394	394	394
	実施者数	355	362	370	378	386	394
	実施率	90%	92%	94%	96%	98%	100%
被扶養者	対象者数	240	240	240	240	240	240
	実施者数	144	149	154	158	163	168
	実施率	60%	62%	64%	66%	68%	70%
合計	対象者数	634	634	634	634	634	634
	実施者数	499	511	524	537	549	562
	実施率	80%	82%	84%	86%	88%	90%
国の参酌基準		90%					

(2) 特定保健指導の達成目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を55%とし、目標達成のために、平成30年度以降の実施率目標を以下のとおり定める。

なお、特定保健指導を継続的に実施することにより、同指導対象者が毎年3人減少（被保険者2人、被扶養者1人）することを目標に織り込む。

		H30	H31	H32	H33	H34	H35
被保険者	対象者数	75	73	71	69	67	65
	終了者数	12	18	22	28	32	38
	実施率	16%	25%	31%	41%	48%	58%
被扶養者	対象者数	13	12	11	10	9	8
	終了者数	3	2	3	2	3	2
	実施率	23%	17%	27%	20%	33%	25%
合計	対象者数	88	85	82	79	76	73
	終了者数	15	20	25	30	35	40
	実施率	17%	24%	30%	38%	46%	55%
国の参酌基準		55%					

3. 特定健康診査等の実施方法

- (1) 実施場所：委託先の健診・保健指導機関
- (2) 実施項目：標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目
- (3) 実施時期：通年

4. 受診方法

(1) 特定健診

当健保組合は、現行の人間ドック等をもって特定健診に代えることとするので、健診対象者は、任意の時期に希望する契約健診機関に申込み、被保険者証を提示して受診する。

受診費用の受診者負担は基本料金および所定追加検査料金の2割とする。

(2) 特定保健指導

特定保健指導は、特定健診に基づく階層化による「動機づけ支援」および「積極的支援」該当者全員を対象に実施する。

対象者の手間を軽減するため、袖ヶ浦さつき台病院においては動機づけ支援・積極的支援とも健診日当日、かずさアカデミアクリニックにおいては動機づけ支援について健診日当日に初回面談を実施する。

他の健診機関で特定健診を受診している者については、当健保組合が指定する保健指導機関にて、後日初回面談を実施する。

特定保健指導の費用は全額当健保組合が負担する。

5. 周知・案内方法

年度毎に人間ドック等の実施案内書を当健保ホームページに掲載するとともに社内イントラネット、郵送等により周知・案内する。

6. 健診データの受領方法

健診データは、健診機関から月毎に電子データ等を受領して当健保組合で保管する。

また、特定保健指導についても委託先機関から同様に電子データで受領する。

なお、これらの電子データ等の保管年数は5年とする。

7. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

当健保ホームページに掲載するとともに社内イントラネット、郵送等により周知・案内する。

8. 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

本計画は、平成33年度に前半3年間の評価を行い、目標との乖離が大きい場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

9. 個人情報の保護

当健保組合が定める個人情報保護管理規程を遵守する。

個人情報の取り扱いについては、当健保組合ホームページに掲示し被保険者等に周知する。

当健保組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データの利用範囲・利用者等を契約書に明記するものとする。

以上